

アルミニウム合金材の耐食性試験に関する事項

改正規則等

鋼船規則 K 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

アルミニウム合金材の耐食性試験に関する事項

改正理由

船体構造等に用いるアルミニウム合金材に関する要件を定める IACS 統一規則 W25(Rev.4)では、圧延材に対し、金属の性質を調整する方法に応じて定める質別として O, H111, H112, H116, H321 が規定されている。

当該統一規則では、上記質別のうち、焼きなまし処理を行う調整法を指す質別「O」に対しては、剥離腐食及び粒界腐食が生じる可能性が低いことから、耐食性試験を要求していないが、一方で、それ以外の質別に対しては、耐食性試験を要求していた。

しかしながら、製造過程において、焼きなまし処理後僅かな加工硬化を加える調整法を指す質別「H111」、及び、製造のままを指す質別「H112」については、耐食性に係る性質が質別「O」に類似することから、IACS では質別「H111」及び「H112」についても剥離腐食及び粒界腐食が生じる可能性は低いと考え、当該試験の対象からこれら質別を削除し、2014 年 6 月に IACS 統一規則 W25(Rev.5)として採択した。

今般、IACS 統一規則 W25(Rev.5)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

耐食性試験が要求される質別から H111 及び H112 を削除した。